

うべの里通信 Instagram 運用ガイドライン

令和2年 6月15日

北部地域振興課

(目的)

このガイドラインは、本市の職員（以下「職員」という。）がInstagramを活用し、宇部市北部地域でのイベント等の情報を積極的に発信することを目的とする。

(用語の定義)

- 1 Instagram 撮影したデジタル写真に画像編集を加えてインターネット上に公開し、その写真を不特定の人がパソコン・モバイル等の情報端末から自由に閲覧することが可能なツールのこと。
- 2 アカウント Instagramを運用するために取得した権利及び利用者のこと。
- 3 フォロー 他のアカウントの公開した写真を自身のアカウントで常に閲覧できるよう登録すること。
- 4 リポスト 他のアカウントの公開した写真を自身のアカウントで再投稿すること。

(写真の投稿)

写真の投稿は職員が行うものとし、投稿する写真は原則として市の魅力の向上に資する写真とする。

(リポスト・返信)

リポスト、メッセージの返信は原則として行わないものとする。但し、公式アカウントの確認がとれる公的機関及び業務上関係の深いと認める団体等の運用するアカウントはこの限りではない。

(フォロー)

- 1 フォローを受けた場合は、原則として拒否（ブロック）をしないものとする。但し、当Instagram運用に対して明らかな妨害または妨害と判断できる場合、または悪質なスパムと判断できる場合はこの限りではない。
- 2 原則として、他のアカウントへのフォローは、しないものとする。但し、公式アカウントの確認がとれる公的機関及び業務上関係の深いと認める団体等の運用するアカウントはこの限りではない。

(乗っ取り・成りすましへの対応)

アカウントが乗っ取られた場合または成りすましを発見した場合は、速やかにInstagramヘルプセンターに連絡し対応を要請するとともに、市公式ホームページでアカウントを明記したうえで注意を促すものとする。

(留意事項)

- 1 法令、宇部市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン、当運用ガイドライン等を遵守すること。
- 2 当アカウントを業務目的以外に使用しないこと。
- 3 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに最大限留意す

ること。

- 4 投稿しようとする写真が個人を特定できるものである場合は、本人に掲載することの承諾を得ること。

(停止又は削除)

Instagram の運用が困難と判断される場合には、市公式のホームページに明記したうえで速やかに投稿を停止、又はアカウントを削除するものとする。

(その他)

このガイドラインに定めがない事項については、北部地域振興課が適切な判断を行うものとする。